

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省令	○財務省
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用振替	の法律項及	發行	名称及び	件等を次	国債の發行等に
行価	單位	額面金	金額	方法	方法	の適	法項及び	根拠	記	年二十	第三十號の發行等に
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	年二十二	第三十號の發行等に
錢額	平	す額の	振	五百二十	萬額い募の定以律社	利	第六百六十九	利付	回付	五月	第六百六十九
面成る	の記	替	。整載法	円六	面に集振の下へ平、債第年別回	付	第十一	國庫債券	付	十二日	第十一
金二。	額十	數又の	額十二	億四	金よ取替適一	利	項	株式	券（五年）（第八十	月五日	項
円百	倍は規	の記定	円四千	億百行	額る扱機用振	利	法律	第二十三	利付	十二日	利付
円二年	の記定	金錄に	八百	で發機關	機関を受替法	利	（五年）（第八十	債券	利付	。昭和五	利付
に四月	金錄に	額はよ	十八	關は日本	一の振替	利	二十三	（五年）（第八十	國債	十七年大	國債
つ五月	に、る	に、る	十六	に日本	の振替	利	号）	利付	債券	基づき、	債券
百日	よ最振	よ最振	億六	による銀	にう。一の規	利	（四年）（平成	（四年）（平成	（四年）（平成	利付	行
円三十六	る低替	も額口	百九	募集の取扱	とし、の規	利	四十六	利付	利付	利付	行
		の面座	十三		する。そ規	利	六	利付	利付	利付	行
		と金簿	万五			利	十	利付	利付	利付	行
			千五			利					

財務大臣 菅直人

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年

○ るす出額
。るしに各
期 た 加募
日 金 集取
に額 、
払 を 次 扱
い第 第機
込 十算
む八式は
も号に、
のによ 払
と規り込
す定算金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す国をかのれに中れに
す次そ銀額し二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の行を、十とを適該式で者を當該式にものもる行時
期及翌休支次二が乗用非にあが發金金によとにと得
日び営業払の年でじを居よ場居時額額よりつ記し税
に第業う算九きた受住り合住に(たに算て載てが
つ十日ににたに二。額け者算ににた百出は又振源
い五ににたに二。額ける又出は者おだは替泉そ
て号支當だよ十)る所はし、又いし分し、は
同に払たしり日を控得外た前はて、のた前記口徵の
じおうる、算を除税國金記外取当二金記録座收利
いへと支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子
て以き払し払

初
期
利
子

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
所
日
払
利
還
金
支
額
元
場
所
金
支
額
償
還
期
期
限
償
償
の
利
期
子
以

平
成
二
十
二
年
四
月
五
日
日
本
銀
行
百
年
百
円
額
成
金
額
十
七
行
支
払
年
年
七
支
の
月
と
う
以
し
。
三
月
き
十
日
額
子
を
二
の
期
月
二
月
月
支
間
九
月
に
前
各
二
月
支
間
九
月
に
期
月
に
二
す
お
十
り
日

額面金額 × $\frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$